

## C 五郎沼と嶋の堂千手観音

### 嶋の堂千手観音

#### C⑩ 県内の三十三所霊場

東北では古くは15世紀末から16世紀にかけて各地で霊場札所が創始され、江戸時代に入ると各藩領を基本に三十三所霊場が成立するようになった。とくに坂上田村麻呂の東北開発や慈覚大師円仁の布教による影響を極めて強く受けていることが特徴とされる。その結果、この地方の霊場は、坂上田村麻呂や慈覚大師円仁が創始または関与したとする由来や伝承が以外に多い。慈覚大師円仁は、嘉祥3年(850)に中尊寺を開山した比叡山延暦寺の高僧として知られている。

県内における主な三十三所霊場には、「糠部三十三所」、「奥州三十三所」がある。糠部三十三所(岩手県北・青森県三八地方)は、東北地方における地方霊場としては早い時期に成立した一つである。青森県南部町には、永正9年(1512)、観光上人が当時の糠部三十三所霊場の6番札所普門山円福寺(本尊は聖観世音菩薩像)や33番札所長谷寺(現在は恵光院十一面観音像)に奉納した順札(巡礼)札(ともに青森県有形民俗文化財)が残されており、東北における霊場の古い資料といえる。糠部三十三所は、永正9年(1512)以前には成立しており、古くから東北の地でも観音巡礼が行われていたことを示す。

「奥州三十三所」は、西国三十三所にならい、旧奥州(岩手県・宮城県・福島県)に三十三所の札所を定め巡礼する霊場である。平安時代後期の保安年間(1120~24)に名取の老女が紀州三熊野権現を名取熊野三社(宮城県名取市)に勧請した際に、新たに三十三所霊場を創始したという伝承がある。その後に盛衰があったが、平泉藤原氏によって再興されたという。その確実な資料は、享保11年(1726)、渋民観音(一関市大東町)の「奥州三十三所観音霊場札所納札」(一関市指定有形民俗文化財)である。この納札は、奥州三十三所観音霊場の各札所に納札があったことを裏づけるもので、当時の信仰を知るうえで貴重な資料とされる。現行の札所は、宝暦11年(1761)、三十番札所である補陀寺(宮城県気仙沼市)の智膏和尚らによって再興され、現在へと繋がる札所となった。

奥州三十三所の観音霊場は、県内では旧西磐井郡・旧東磐井郡・旧江刺郡・旧岩手郡・旧二戸郡に分布しているが、当国三十三所の巡礼圏である紫波郡・稗貫郡・和賀郡の霊場は含まれていない。

県内の多数の霊場は、部分的には重複しながら、その霊場の巡礼圏は旧国単位、郡単位、郷村単位とした巡礼圏となっている。また、巡礼順は、円環的というより無秩序、順不同に設定され、番外札所や同一番の札所が複数ある三十三所もある。このような混乱の背景としては、明治期以前の神仏習合を廃し、明治期の神仏分離政策があったことが考えられ

る。

仏像を神体としている神社は、仏像を取り払うことを命じられたことから、観音像を安置していた別当は、その像を密かに他の寺院に預け、あるいは秘匿するなど、仏像の受難な時代にその所在が不明になる事態が生じたことから、同じ札所番付が生じたと考えられている。

県内の霊場は、寺院やかつての村持ちの堂であり、霊場によっては神社や個人の屋敷内の堂などがある。地方巡礼は、西国三十三所などと比較した場合、その多くが特定の宗教家や篤信の信者によって創始されていることからその歴史が浅く、西国巡礼の代替版あるいは縮小版として実践されてきたという印象がある。しかし、地方巡礼は、巡礼圏や時代の諸条件のなかで、西国巡礼を模倣しつつも、地域独自の巡礼形態を構築しながら存在価値を高め、民間信仰の一形態として地域に継承されてきた歴史がある。

それぞれの札所（社堂）には、創建時の地域の風土や歴史に根差した独自の信仰心が残され、継承され、地域の歴史文化を培っていることは事実である。

三十三所霊場は、信仰心の薄れとともに観音巡礼回りも激減し、現在その存在意義も薄れ、所在さえも不明になりつつある霊場もある。巡礼によってその地の信仰の風景や地域の秘められた歴史に接することができる。